独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ミクシィ	コード	2121
提出日	2021/6/9	異動（予定）日	2021/6/25
独立役員届出書の提出理由	独立役員である若松弘之氏の役員の属性に変更が生じたため		
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	嶋 聡	社外取締役	○										△					有
2	志村 直子	社外取締役	○										○					有
3	吉松 加雄	社外取締役	○													○		有
4	加藤 孝子	社外監査役	○													○		有
5	若松 弘之	社外監査役	○													○	訂正・変更	有
6	西村 裕一郎	社外監査役	○													○		有
7	上田 望美	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の嶋聡氏は、過去において、当社の取引先であるソフトバンク株式会社の業務執行に携わっておりましたが、現在は同社の業務執行に携わっておりません。	衆議院議員としての経験を有しているほか、これまでの経歴から企業活動に関する豊富な見識・実績を有しております。そのことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行の監督等につき、十分な役割を果たすことができるものと判断しています。当社グループのさらなる成長のため、同氏が経営事項の決定及び業務執行の監督と助言を行う役割を果たすことが期待できることから、社外取締役に選任しております。 同氏は独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
2	社外取締役の志村直子氏は、西村あさひ法律事務所の業務執行に携わっております。 西村あさひ法律事務所は当社の取引先であり、当社が2021年3月期に同弁護士事務所へ支払った費用の合計額は連結売上高の2%以下であります。	弁護士としての職務を通じて培われた法律・コンプライアンス等に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、当社取締役会の監督機能強化につき、十分な役割を果たすことができるものと判断しています。当社グループのさらなる成長のため、同氏が法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化する役割を果たすことが期待できることから、社外取締役に選任しております。なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。 同氏は独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
3	―	東証一部上場企業２社等において経営者としてグローバルに企業経営に従事し、これまでの経歴から企業活動に関する豊富な見識・実績を有しております。そのことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行の監督等につき、十分な役割を果たすことができるものと判断しています。当社グループのさらなる成長のため、同氏が経営事項の決定及び業務執行の監督と助言を行う役割を果たすことが期待できることから、社外取締役に選任しております。 同氏は独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
4	―	長年にわたる財務及び会計業務の経験と見識を活かして当社の監査を行っていただけると考えるため、社外監査役として選任しております。 同氏は独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
5	―	公認会計士及び税理士としての専門的知識や経験を活かして当社の監査を行っていただけると考えるため、社外監査役として選任しております。 同氏は独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
6	―	自動車メーカーおよび自動車部品メーカーでの職務を通じた人事、総務領域での知識・経験等を有しており、これらを当社の監査体制の強化にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。 同氏は独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
7	―	弁護士として培われた専門的な知識や経験等を、当社の監査体制の強化にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。 同氏は独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

4．補足説明

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。